

農林水産省告示の一部改正について (種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第4615号

報官

金曜日 平成19年6月29日 1

目次

〔政 令〕

- 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令（一九五）
 - 税関関係手数料令の一部を改正する政令（一九六）
 - ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（一九七）
 - 食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（一九八）
- ### 〔省 令〕
- 総務省組織規則の一部を改正する省令（総務七六）
 - ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四五）
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四六）
 - ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（同四七）

〔規 則〕

- 人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院九一七―一二）
- 人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九一三〇―六二）

〔告 示〕

- 社債等登録機関を指定する件（金融庁・法務七）
- 政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三七二）
- 戸籍の一部が滅失した件（法務二六四）
- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年五月三十一日までの輸入数量を告示（財務二二四）
- 平成十九年度の初日から平成十九年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示（同二二五）
- 平成十九年度の初日から平成十九年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示（同二二六）
- 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁一五）
- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二二四）

- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（同二二五）

- 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同二二六）

- 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（同二二七）

- 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同二二八）

- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同二二九）

- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（同二三〇）

- 国民年金法施行令の規定に基づき社会保険庁長官の定める地を定める件及び国民年金法施行規則の規定に基づき日本国内に住所がない者であつて社会保険庁長官が定めるものを定める件（社会保険庁一六）

- 国民年金法施行令第三条第一項の規定に基づく社会保険庁長官の定める地を定める件（同二一七）

- 国民年金法施行規則第二条第一項第六号の規定に基づく日本国内に住所がない者であつて社会保険庁長官が定めるものを定める件（同二一八）

- 災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件の一部を改正する件（農林水産八三九）

- 種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件の一部を改正する件（同八四〇）

- ガス湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を定める告示（経済産業一七七）

- ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（同二一八）

- 工事が完了した件（国土交通八五二）
- 嘉瀬川ダム建設に関する基本計画の一部を変更した件（同八五三）

- 航路標識に関する件（海上保安庁一七九、一八〇）

- 鳥獣保護区を指定した件（環境四四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府・公正取引委員会 財務省

〔官庁報告〕

官庁事項

- 特定保安林の指定について（農林水産省）

- 特定保安林の指定の解除について（同）

公聴会

一般ガス供給約款の変更認可に係る公聴会の開催（北海道経済産業局）

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○農林水産省告示第八百四十号
種苗法(平成十年法律第八十三号)第二条第七項の規定に基づき、平成十年十二月十一日農林水産省告示第九百九号(種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成十九年六月二十九日

農林水産大臣 赤城 徳彦
表稿の項第二号中「収量性」の下に「化学物質耐性」を加える。
表だいの項第一号中「葉の形状」の下に「さやの形状、さやの数」を加え、同項第二号中「不時抽だい性」を「抽だい性」に改める。

○経済産業省告示第七十七号
ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)(第百六条第一号下の規定に基づき、ガス湯沸器の使用に伴う危険の発生防止に必要事項を定める告示を次のように定め、平成十九年七月一日から施行する。
平成十九年六月二十九日

経済産業大臣 甘利 明
ガス湯沸器の使用に伴う危険の発生防止に必要事項を定める告示
に關し必要な事項を定める告示
令第九十七号)第百六条第一号下に規定する次の表の上欄(1)のガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生防止に關し必要事項を次のように定め、平成十九年七月一日から施行する。
平成十九年六月二十九日

○経済産業省告示第七十八号
ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第十一号)第五十一条第一項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成十九年七月一日から施行する。
平成十九年六月二十九日

経済産業大臣 甘利 明
ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
平成十九年六月二十九日

ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示(平成十九年六月二十九日)
第七條の二 省令第五十一条第一項の表の上欄(2)に定める告示で定める導管は、次のとおりとする。

第七條の二 省令第五十一条第一項の表の上欄(2)に定める告示で定める導管は、次のとおりとする。

一、ねずみ鋤鉄管(日本工業規格G550-1)(ねずみ鋤鉄品)に適合するものを主要材料とするもの(埋設されている本支管又は特定地下街等若しくは特定地下室等にガス供給する導管に限る。をいう。)
二、白管等(鋼管(埋設されている本支管又は特定地下街等若しくは特定地下室等にガスを供給する導管に限り、埋設時に省令第四十七条に定める措置が講じられたもの及び腐食のおそれがないものを主要材料とするものを除く。をいう。)
三、アスファルト布巻管(鋼管にアスファルトを含む麻布を巻き付けたもの(埋設されている本支管又は特定地下街等若しくは特定地下室等にガスを供給する導管に限り、埋設時に省令第四十七条に定める措置(当該鋼管にアスファルトを含む麻布を巻き付ける方法を除く。をいう。))が講じられたものを除く。をいう。)
四、前三号に掲げるもののほか、主要材料が不明であるもの(埋設されている本支管又は特定地下街等若しくは特定地下室等にガスを供給する導管に限る。)

○国土交通省告示第八百五十二号
印西市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)第二十七条第二項の規定に基づき告示する。
平成十九年六月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三
009-4511-010103-5、1900-4111、2000-4112、2000-78-1、2400-35-2
○国土交通省告示第八百五十三号
嘉瀬川ダムの建設に關する基本計画(平成四年建設省告示第八十四号)の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第五項の規定により、告示する。
平成十九年六月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三
1(3)中「約9,180ヘクタール」を「約8,990ヘクタール」に改める。
1(4)中「大和町に對し、川上地点において、新たに1日最大5,000立方メートル」を「富士町」を「佐賀市」に改める。

国土交通大臣 冬柴 鐵三
1(3)中「約9,180ヘクタール」を「約8,990ヘクタール」に改める。
1(4)中「大和町に對し、川上地点において、新たに1日最大5,000立方メートル」を「富士町」を「佐賀市」に改める。

1(5)中「王子製紙株式会社」を「王子板紙株式会社」に、「10,000立方メートル」を「3,000立方メートル」に改める。
2(2)中「右岸 佐賀県佐賀市」を「右岸 佐賀県佐賀市」に、「左岸 佐賀県佐賀市」を「左岸 佐賀県佐賀市」に改める。
4(2)ロ中「20,100,000立方メートル」を「20,900,000立方メートル」に改める。
4(2)ハを次のように改める。
(単位：1秒間につき立方メートル)

期 間	最大水量	平均水量
6月1日から6月20日まで	5.62	1.47
6月21日から10月10日まで	8.84	3.12
10月11日から5月31日まで	0.75	0.15

4(2)ハを次のように改める。
二 水道
佐賀市の水道用水として、ダム地点において、新たに1日最大2,000立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。
佐賀市の水道用水のための貯留量は、標高292.5メートルから標高245.5メートルまでの容積50,500,000立方メートルのうち、最大130,000立方メートルとする。
ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

4(2)ロ中「王子製紙株式会社」を「王子板紙株式会社」として、「10,000立方メートル」を「3,000立方メートル」に、「王子製紙株式会社」を「王子板紙株式会社」として、「10,000立方メートル」を「3,000立方メートル」に改める。
「王子板紙株式会社」の工業用水のための貯留量、及び「王子板紙株式会社」の工業用水のための貯留量、を「王子板紙株式会社」の工業用水のための貯留量、に「647,000立方メートル」を「170,000立方メートル」に改める。
ロ中「大和町」を「佐賀市」に、「佐賀市」を「佐賀市」に改める。
ハ中「王子製紙株式会社」を「王子板紙株式会社」に改める。
ニ中「1,000分の962」を「1,000分の981」に改める。

佐賀市の水道用水として、ダム地点において、新たに1日最大2,000立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。
佐賀市の水道用水のための貯留量は、標高292.5メートルから標高245.5メートルまでの容積50,500,000立方メートルのうち、最大130,000立方メートルとする。
ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

6(2)ロを次のように改める。
ロ 特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づき佐賀市(水道)、王子板紙株式会社(工業用水道)及び九州電力株式会社(発電)の負担額
佐賀市(水道)の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の6を乗じて得た額とする。
王子板紙株式会社(工業用水道)の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の10を乗じて得た額とする。
九州電力株式会社(発電)の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の3を乗じて得た額とする。
○海上保安庁告示第七十九号
航路標識の名称その他の変更について、航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六条の規定により、次のように告示する。
平成十九年六月二十九日

海上保安庁長官 石川 裕己
樺島港南防波堤灯台
長崎県長崎市(樺島港南防波堤外端)
三二一三四一三
二二九一四七二二
樺島港東防波堤灯台
長崎県長崎市(樺島港東防波堤外端)
三二一三四一五
二二九一四七一
地上から構造物の頂部まで八・九メートル 平均水面上から灯台まで一四メートル
平成十九年六月八日

佐賀市の水道用水として、ダム地点において、新たに1日最大2,000立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。
佐賀市の水道用水のための貯留量は、標高292.5メートルから標高245.5メートルまでの容積50,500,000立方メートルのうち、最大130,000立方メートルとする。
ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

佐賀市の水道用水として、ダム地点において、新たに1日最大2,000立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。
佐賀市の水道用水のための貯留量は、標高292.5メートルから標高245.5メートルまでの容積50,500,000立方メートルのうち、最大130,000立方メートルとする。
ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

佐賀市の水道用水として、ダム地点において、新たに1日最大2,000立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。
佐賀市の水道用水のための貯留量は、標高292.5メートルから標高245.5メートルまでの容積50,500,000立方メートルのうち、最大130,000立方メートルとする。
ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。